

# 令和2年度 住民税 の主な改正について

▼住民税に関する問合せ先 板橋区役所 課税課 電話：03-3579-2101

## 1 ふるさと納税制度の見直しについて

ふるさと納税制度の見直しにより、令和元年6月1日以降、総務大臣から指定を受けていない地方団体へ寄附を行った場合、寄附金税額控除額のうち、特例控除分が控除されないことになりました。また、そのような地方団体への寄附については、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用できません。

＜控除額の計算イメージ＞

(例) 年収750万円の給与所得者(単身・扶養なし・所得税の税率は20%)が、地方団体へ30,000円の寄附(ふるさと納税)を行った場合

(1) 総務大臣から指定を受けている地方団体へ寄附した場合



(2) 総務大臣から指定を受けていない地方団体へ寄附した場合  
※寄附金税額控除額のうち特例控除分が対象外となります



※ 寄附を行った地方団体が総務大臣の指定を受けているかについては、寄附先の自治体へお問い合わせいただくかまたは 総務省のふるさと納税ポータルサイトによりご確認ください。

## 2 住宅ローン控除の拡充措置による控除期間延長について

所得税の住宅ローン控除の改正により、令和2年末までの間に消費税率10%で取得等を行った住宅について、住宅ローン控除の適用期間が3年間延長され、10年間から13年間となりました。

延長される控除期間においても、所得税額から控除しきれない額について、これまでと同じ住民税の控除限度額の範囲内で控除することとなります。

### 住宅ローン控除の適用の延長に伴う住民税における税額控除

右図の期間に消費税率10% で取得等を行った住宅の場合 <b>今回の改正</b>		<table border="1"> <tr> <td>居住年月</td> <td>令和元年10月～令和2年12月</td> </tr> <tr> <td>住民税の控除限度額</td> <td>所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)</td> </tr> <tr> <td>控除期間</td> <td>13年</td> </tr> </table>	居住年月	令和元年10月～令和2年12月	住民税の控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	控除期間	13年						
居住年月	令和元年10月～令和2年12月													
住民税の控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)													
控除期間	13年													
<table border="1"> <tr> <td>居住年月</td> <td>平成26年4月～令和3年12月</td> </tr> <tr> <td>住民税の控除限度額</td> <td>所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)</td> </tr> <tr> <td>控除期間</td> <td>10年</td> </tr> </table>	居住年月	平成26年4月～令和3年12月	住民税の控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	控除期間	10年	<b>変更なし</b> 上記以外	<table border="1"> <tr> <td>居住年月</td> <td>平成26年4月～令和3年12月</td> </tr> <tr> <td>住民税の控除限度額</td> <td>所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)</td> </tr> <tr> <td>控除期間</td> <td>10年</td> </tr> </table>	居住年月	平成26年4月～令和3年12月	住民税の控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	控除期間	10年
居住年月	平成26年4月～令和3年12月													
住民税の控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)													
控除期間	10年													
居住年月	平成26年4月～令和3年12月													
住民税の控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)													
控除期間	10年													

※平成26年4月以降でも、経過措置により5%の消費税率が適用される場合や消費税が非課税とされている中古住宅の個人間売買などで取得したものを除く